

未払い残業の是正へ大きな前進！ 実態調査がはじまる！

チャンスをいかし、残業実績の申告を！

04年3月、川崎北労働基準監督署は、労働者からの「残業未払いをただしてほしい」の申告にこたえて、NECならびにNECエレクトロニクスに対して、「申告者への未払い残業代の支給」と「未払い残業（サービス残業）の職場実態を調査し、その結果を4月末までに回答するよう」との、是正指導を交付していました。

半年遅れで、ようやく調査を始める

会社は、この指導を受け、申告者の申し出を認めた内容で、未払い残業代を支払う処置を行っていますが、職場にまん延している未払い残業の実態調査を怠っていました。労基署からの再三にわたる督促を受けるなかで、このほど部分的ながら実態調査に踏み切ったものです。

9月21日、事業支援本部玉川支援部は、NEC玉川事業場のVワーク適用者に「Vワーク制度運用に関する過去分の勤務実績再確認及び制度趣旨の再徹底について」のメールを配信しました。

NECエレクトロニクスでは、Vワーク適用者に通知せず、ホームページ・ポータルサイトへ、「Vワーク制度の再徹底について」を21日に掲載しました。

玉川支援部の通知文によると「（前略）川崎北労働基準監督署からの指導を踏まえ、（略）玉川地区Vワーク適用者を対象に、（略）過去の制度運用に状況についても確認することといたしました。」とし、「Vワーク超過申請の申告漏れ等で勤務実績に相違がある場合は、勤務修正用紙で修正申告するよう」とし、その確認期間を「2002年3月から2004年8月までの間」としています。

カット

なお、NECELのホームページ掲載文においては、玉川支援部の通知文では労基署の指示にもとづいて書きこまれている「川崎北労働基準監督署の指導も踏まえ」という文言を消すという、不誠実な対応をとっており、労基署からの再指導が必要となっています。

会社は、職場ごとにきちんとした説明を

該当者の間では、「よく読まないで、サービス残業の実態調査の内容とはわからないよ」「通知が21日で締め切りが30日。たったの実働7日間で申告打ち切りでは、短かすぎる」「いままで超過申請が出しづらいのは上司の承認があるから。今度の申告書も上司の確認印が必要なら同じではないの」「会社は、各自のパソコンのログ履歴がわかるはず。それを参考に修正してもらいたい」

NEC労働者懇談会 2004年9月

ELICNEC

NECの職場の問題、声、労働者の
たたかひを知りたい方は、下の
ELICNEC ホームページにいますぐ
アクセス！

<http://www.eva.hi-ho.ne.jp/elicnec>

「半期すべてを申告すると、一時金からVワーク手当分を引くなんて会社もセコイ手を使うね」などの多くの意見や声が、あがっています。

会社は、周知徹底するための必要な期間を確保し、説明会を職場単位できちんといき、職場からの声を反映した調査を行うべきです。

上司の理解もキーポイント

サービス残業の実態調査・是正を促進させるうえで、上司の対応も重要なポイントになります。

昨年10月、500人に対して5億円の未払い残業代を支払った東芝京浜事業場では、職場の上司が「労基署から、二度と摘発されないように、パソコンの記録やメモを参考にして申告してほしい。申告時間が多めになってもかまわない」と申し出を促しました。

カット

このように、上司が調査を進めるうえで積極的な役割を果たすよう、会社は、管理職への説明と指導を徹底すべきです。

「記憶が頼りでもかまわない」と、どしどし申告しよう

サービス残業をなくし、労基署の是正指導を生かすためには、サービス残業の実態をありのままに反映する調査が不可欠です。

2002年10月、未払い残業代が132名に対して4500万円が支払われたNEC田町地区では、上司との面談で、「過去2年間・おおよそのサービス残業時間」の聞き取り申告で行われていた当初は、多くの申し出がありました。しかし、その後、今回と同様な「修正申告書への記入ならびに上司承認が必要」となった時を境にして、申告者が激減しています。

そもそも、修正申告書の提出が必要になっているのは、会社が厚生労働省の通達を不当にも守らず、出退勤時刻を記録していなかったためであり、その責任は会社にあります。そのため、今回の調査でも、会社は、客観的な記録の提出を義務付けていません。NEC田町地区でも、証明資料の提出は行われませんでした。

「長時間労働を行っていたことは覚えているが、2年前の日々の残業時間までを思い出すのは不可能だ」「あの時は忙しく、残業は80時間を超えていた。それを配分して記入するしかないな」というのが、率直な職場の声ではないでしょうか。

記録がないので申告できないと躊躇する必要はありません。働いた分の請求は当然のことです。「記憶を頼りにして記入しました」と、どしどし申告していきましょう。

全従業員を対象とした実態調査を

NECをはじめとした電機の職場では、相次ぐリストラでの人員削減も加わり、サービス残業がいっそう広がり、まん延しています。昨年、電機連合が行ったアンケート調査でもそのことが浮き彫りになりました。

今回は、Vワーク適用者に限った「実態調査」になっていますが、本来なら全従業員が対象となるべきものです。「誰もが修正申告できる」が、職場の実態です。

今回の調査を絶好のチャンスとして、残業時間をありのままに申告していきましょう。

さらに、「担当者にも修正申告を認めろ」「サービス残業を許さない職場を」の職場世論を高め、全従業員を対象にした実態調査を求めていきましょう。